

平井東部地区 市有地 販売中!



マイホームの夢を水と緑に囲まれた鹿嶋で実現

分譲地(市有地)概要

- 所在地：茨城県鹿嶋市大字平井、栗生地内（鹿嶋市平井東部土地区画整理事業地内）
- 地区面積：68.5ha
- 公園：近隣公園1カ所・街区公園6ヶ所
- 設備：上・下水道・ガス（PLガス集中管理方式）
- 用途地域【建ぺい率/容積率】：
（住宅系）一低[50/100]，二低[50/100]，一中高[60/200]，二中高[60/200]，一住[60/200]
（工業系）準工[60/200]
- 通学区：平井小学校区（約2.0km），平井中学校区（約1.5km）

周辺施設/Access

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ■鹿嶋市役所・・・約2.5km | ■城山公園・・・約4.3km |
| ■鹿嶋神宮駅・・・約4.0km | ■下津海岸（海水浴場）・・・約2.7km |
| ■鹿嶋神宮・・・約3.5km | ■平井海岸（海水浴場）・・・約1.3km |
| ■カシマサッカースタジアム・・・約4.5km | ■鹿嶋港魚釣園・・・約3.6km |
| ■カシマアントラースクラブハウス・・・約0.1km | ■高松緑地・・・約0.1km |

鹿嶋市のイベント情報

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| ■祭頭祭（3月9日：鹿嶋神宮） | ■神幸祭（9月1日～2日：鹿嶋神宮） |
| ■かしま桜まつり（4月1日～中旬：鹿嶋城山公園） | ■提灯祭（9月1日：鹿嶋神宮） |
| ■鹿嶋市花火大会（8月下旬：北浦湖畔） | ■鹿嶋まつり（10月中旬：カシマサッカースタジアム周辺） |

鹿嶋市平井東部土地区画整理事業地内の市有地を販売しています。
大・小様々な区画があり、マイホーム・二世帯住宅のほか、集合住宅や店舗、
事業所なども建築可能な区画をご用意しております。
詳しくは鹿嶋市都市計画課までお問い合わせください!!



<市有地位置図>



住宅系用途
工業系用途

販売中市有地
公園・緑地



各区画の詳細や申込方法・条件等は
↓までお気軽にお問い合わせください!

TEL 0299 82-2911
FAX 0299 82-4900

鹿嶋市都市整備都市計画課
toshikei1@city.ibaraki-kashima.lg.jp

市有地の申込手順

< 購入者 >

① 普通財産譲渡申請

○必要な書類

- 普通財産譲渡申請書
- 利用計画書
- 確約書
- 住民票（履歴事項全部証明書）
- 納税証明書（居住地のもの）

③ 契約保証金の支払い

- ②でお渡しした納付書により契約保証金を納入してください。（契約代金の10%以上）
- ※この時に売買代金全額を支払うことも可能です

④ 土地売買契約書の締結

《契約時にご用意いただくもの》

- 収入印紙（契約代金相当の印紙）
- 実印
- 印鑑証明書
- お支払いいただいた契約保証金の納入通知書（納付書）兼領収書の写し

※契約締結から60日以内

⑤ 契約代金（残額）の支払い

- 契約保証金を売買代金の一部に充当します。
- 契約代金からお支払いいただいた契約保証金を差し引いた残額を、④でお渡しした納付書により契約締結日から60日以内にお支払いいただきます。

⑦-2 土地利用の開始

- 引渡しが終わって初めて土地利用が可能となります。
- この後の土地（付属する施設等含む）の管理義務は購入者に移ります。
- 適正な管理をお願いします。

< 市 >

② 申請内容の審査・決裁

- 申請から概ね1~2週間かかります。
- 審査、決裁後に契約保証金の納入に必要な納付書を発行します（契約代金の10%以上の金額を契約保証金として納める必要があります）



《契約時に市がお渡しするもの》

- 土地売買契約書（購入者控え分）
- 納入通知書（契約代金の支払い用）



⑥ 土地（市有地）の引き渡し

- 契約代金（残額）のお支払が完了したときに所有権が購入者に移転し、現状のまま引き渡しがあったものとなります。

⑦-1 所有権移転登記

- 契約代金のお支払い完了後、所有権移転登記を行います。
- 登記に必要な費用（登録免許税）は購入者負担となります。
- 登記事務は市が行いますので登記に必要な書類（住民票等）及び費用（登録免許税）をご準備ください。
- 登記完了後、登記識別情報通知書をお渡しします。

ご購入に係る注意事項

- ◎ ご購入いただく土地は、鹿嶋市平井東部土地区画整理事業により新しく生み出された土地（保留地）です。
- ① 販売する土地は現況売り渡しとなります。土地の形状や立地状況等をご購入者ご自身で十分にご確認のうえご検討ください。
 - ⇒ 土地の状況は時間帯（朝・夜）や天候、風向き等によって大きく異なります。
 - ⇒ お申込前に地質調査等を実施することも可能です（※購入者負担）。事前にご相談ください。
- ② 土地購入後、一般の土地同様に不動産取得税がかかります。
 - ⇒ 不動産取得税の税率や申告手続きなどの詳細については茨城県行方県税事務所でご確認ください。
 - ⇒ 茨城県行方県税事務所
〒311-3893 行方市麻生1700-6 行方合同庁舎内
課税第二課 ☎0299-72-0773 ☎0299-72-0075
HP: <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/somu/namezei/index.html>
- ③ 土地購入後、「固定資産税」が毎年かかります。（※詳しくは市税務課にお問合せください。）
- ④ 売買代金お支払い後にお客様名義に所有権移転登記を市の囑託により行います。なお、登記に要する費用（登録免許税等）はお客様にご負担いただきます（契約書第5条第2項）
 - ⇒ 登録免許税 評価額の20/1000の価格
 - ※時期により登録免許税の税率については軽減措置があります（令和6年度時点：15/1000に軽減）
 - ⇒ 登録免許税は収入印紙で納付いただきます。（税率の計算等は市で行いお知らせいたします。）所有権移転登記完了後に「登記識別情報通知書」をお客様に交付いたします。
- ⑤ その他、土地に関することや契約手続き等について詳細な内容をご確認したいときは次までお問合せください。

【問合せ先】

〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1
鹿嶋市役所 都市計画課

（担当部署） 鹿嶋市 都市整備部 都市計画課
TEL 0299-82-2911
FAX 0299-82-4900
E-mail toshikei1@city.ibaraki-kashima.lg.jp

